（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官一人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

２　統計指導官は、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務（経営統計指導官及び生産統計指導官の所掌に属するものを除く。）を行う。

３・４　（略）

（経営統計指導官）

第三百二十四条　経営・構造統計課に、経営統計指導官一人を置く。

２　経営統計指導官は、経営統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに経営統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

（生産統計指導官）

第三百二十五条　生産流通消費統計課に、生産統計指導官一人を置く。

２　生産統計指導官は、生産統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに生産統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

第三百二十六条　削除

（監査室並びに広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに広報官一人、監査官五人及び管理官六人を置く。

２・３　（略）

（削る。）

４～６　（略）

（総務企画部に置く課等）

第四百二十二条　総務企画部に、次の三課、地域業務対策官五人（九州森林管理局にあっては六人、東北森林管理局、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局にあっては七人）及び専門官三人を置く。

総務課

企画調整課

経理課

２　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、

（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

２　統計指導官は、命を受けて、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

３・４　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第三百二十四条から第三百二十六条まで　削除

（監査室並びに業務改革推進専門官、広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに業務改革推進専門官一人、広報官一人、監査官五人及び管理官五人を置く。

２・３　（略）

４　業務改革推進専門官は、林野庁の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

５～７　（略）

（総務企画部に置く課等）

第四百二十二条　総務企画部に、次の三課、地域業務対策官五人（東北森林管理局及び九州森林管理局にあっては六人、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局にあっては七人）及び専門官三人を置く。

総務課

企画調整課

経理課

２　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画